



〈R02142018〉

注 意 事 項

- 1 試験開始の指示があるまで、問題冊子および解答用紙には手を触れないこと。
- 2 問題は2～10ページに記載されている。試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚損等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせること。
- 3 解答はすべて、HBの黒鉛筆またはHBのシャープペンシルで記入すること。
- 4 マーク解答用紙記入上の注意
 - (1) 印刷されている受験番号が、自分の受験番号と一致していることを確認したうえで、氏名欄に氏名を記入すること。
 - (2) マーク欄にははつきりとマークすること。また、訂正する場合は、消しゴムで丁寧に、消し残しがないようによく消すこと。

マークする時	●	良い	●	悪い	●	悪い
マークを消す時	○	良い	●	悪い	○	悪い

- 5 解答はすべて所定の解答欄に記入すること。所定欄以外に何かを記入した解答用紙は採点の対象外となる場合がある。
- 6 試験終了の指示が出たら、すぐに解答をやめ、筆記用具を置き解答用紙を裏返しにすること。
- 7 いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出すること。
- 8 試験終了後、問題冊子は持ち帰ること。

(一) 次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。(なお、設問の都合上、文章の一部を改めている。)

近代モデルの中心となる民法の基本原則は、個人人格の平等、私的所有、私的自治と自己責任だった。このモデルにおいては、個人は、自由に他者と契約ができる——つまり、民法や商法といった私法上の法律関係を自由な創意に基づいて形成し得る。また、行動の自由が他人に不利益をもたらした場合、故意、過失という有責性を要件として、民事責任——いわゆる自己責任が発生することになる。

それが、民法の現代モデルへと(全面的とは言えないにしても)変化した。そこでクローズアップされるのは、具体的人格、私的所有の社会的制約、規制された競争、社会責任である。労働法は労働者という具体的人格を扱い、独占禁止法は、企業の規模、業種に注目する。いわば、単なる一個人ではなく、社会の中の行為者として法的に規制するわけだ。また、契約に関しては公法的に規制され、その上で競争が行われる。さらに社会的責任が問題にされる。公害、交通事故、欠陥製品などの大量被害があった場合には、個人の自己責任での対応は無理だろう。そのためもあって、加重された過失責任、危険責任、無過失責任、さらには被害補償制度が作られるようになる。

近代民法においては、完全で平等な人格を有する人間像が想定されていた。そこにおいて、人間は、財産に関する権利や契約によって法律関係を作る権利を持っているとされる。そして、この法的人格を動かすのは人間の意思であると考えられていた。つまり、「1 強く、賢い人間」が前提となっている。

A、現代民法における人間像は、法律によって保護されるべき対象である。そこにおいて、人間は不平等で具体的な存在である。雇用契約では「労使」という契約当事者の平等は達成できないから労働法が作られた。また、大量生産物が登場し、消費活動の活発化が生じたため、「消費者」という特定の社会範疇はんちゆうの人を保護する消費者法が作られた。ここでは「2 弱い、愚かな人間」が前提となっている。

B、コントロールが困難な複雑な人工物と、それが引き起こす事故の出現により、普通の人間は、自己責任で行動できる自由な人間とは見なされなくなったのだ。違う見方をすれば、メーカーという賠償能力のある者に責任を負わせる方向へ制度が動いてきたということでもある。

今や、**3 合理的な人間**、自己決定できる人間は、製品を作る法人だけかもしれない。賠償責任を引き受けることを通じて、法人は、人工物に関して責任をもった「大人」として活動できる。一方、社会的責任を負わなくなった普通の人間は、子供が大人に庇護ひごされると同様の仕方、法人たるメーカーに保護されることになる。

ハイテクや大量生産と結びつく科学技術は、多くの人間をある意味で「子供」と見なす制度を作り上げてきた。こう見えていくと、遠くない将来「弱くはない人間」という社会的行為者として残るのは、企業という法人、政府、さらにはAIを備えたロボットだけかもしれない。

実はハーバード・ビジネス・スクールの教授であるデービッド・A・モスは、アメリカ政府が、福祉的政策ではなくて、リスクマネジメント的政策をとってきたことを指摘している。それは、いわば自由な人間を、保護すべき人間として扱ってきた歴史でもある。それは、**4 三期**に分かれる。

第一期は、一九〇〇年以前で、ビジネスに対する保障を目指していた。第二期は、一九〇〇年から一九六〇年で、労働者に対する保障を目指していた。第三期は、一九六〇年以降で、すべての人に対する保障を目指していた。第一期は、有限責任制度によって、企業の倒産時にその企業の所有者である株主の責任を限定した。個人株主を保護して、投資を呼ぼうとした。第二期は、労働者に対する保険の支払を、労働者から雇用者に転 **a** じた。働いている労働者がミスをして怪我をしても、その責任を使用者、経営者に負わせる仕組みである。第三期が、製造物責任で、事故リスクを一般市民、消費者から製造者に転力した。どれも弱いものを助けるといふ観点からはそれなりに合理的ではあるが、古くからの責任の理解とは乖離かいりしてきている。

しかも、第一期と第二期においては、弱い者が特定の人であり、その人を助ける者も何らかの利益を得るといふ意味でまだ納得がいくが、第三期では、すべての人のリスクを、つまり複雑な人工物の事故の責任を製造者、メーカーに負わせることになった。つまり、**C** を持っている、しかも、メーカーが負うには実際上、大き過ぎる責任となっている。

人工物の事故は複雑で、原因を厳密には特定できない。だとすれば、単純に誰かを非難することはできない。しかし一方で、損害を受けた被害者が泣き寝入りをせよと言うのも、何かおかしい。問題は誰に責任を帰すかということだ。原因となった当事者が分からず、帰責できないのであれば、賠償できるだけのお金を持っているとか、帰責しても非難を浴びにくいといった要素が考慮されることになる。その対象として浮かび上がったのがメーカー、企業、法人である。そして、実際、そういう仕方に対処されるようになった。

大きな枠組みでは、ミスをした人間を救い、そのミスで被害を被った人を何とか助けようというリスクマネジメントの考え方になっている。

さらに、法において、過失ミスは、心理的に注意を怠るということではなく、「普通の人」の行為規準を満たすかどうかという客観的なものとされることによって、知識の問題となった。しかもこの知識は、個人の頭の中にあるものではなく、社会的なもので見なされている。こうして責任の厳格化が起こり、企業、メーカーという法人がその責任を負うことが定められた。

また、因果関係が複雑な事故の場合、そこに企業や自治体などが関わっているケースも当然ありうる。人災だとして、そういった団体の責任を強調して、被害者救済を行おうということも行われてきた。被害者という弱者を救済するやり方としては理解できるが、結局、**5 強く自律した人間観との乖離**が、静かに進むことになった。

このようにして法律の解**b シャク**の変更により因果関係を緩くし、被害者の救済を進めるのは、ある意味、社会的な対応として理解できよう。しかし、問題は**6 この考え方が進む先**である。

一つは、個人でものがづくりができる時代になったという、クリス・アンダーソン『メイカーズ』の論点である。3Dプリンタなどを使って製造まで個人でできるようになったわけだが、この時、資金力のないメーカーに対する責任は可能になるのか。

もう一つの興味深い事例が、事故を起こした認知症患者の責任の問題である。

被害者を守るために行った、被害者は保護すべき人間だという設定は、加害者が認知症の老人になった場合に、コンフリクト(葛**c トウ**)を引き起こすことになる。この場合、加害者に帰責することが、世間の常識とは合わなくなってきているのである。

我々が生きている社会は、人間関係を基本とする人倫の社会から、リスクマネジメントの視点の下、「弱い」人間の行為には責任を求めない社会へと変容している。しかも、「被害者」は救わざるを得ない。だから「責任者」を探そうとする。だが、複雑な人工物に囲まれた社会において、「責任者」と呼べるようなものは存在するのだろうか。

作った人の責任を問うよりも、社会の大きなシステムを改良していくことが重要になってきた。これまで、自然物と人工物の違いの一つは、それによって事故が起こった時に、責任を取る者がいるか、いないかということだと考えられてきた。だが、この考え方は、もはや通用しなくなっている。風水害は、責任を帰す者がいなくても、被害に対応しなければならない。**7 今**や我々は、人工物も、自然と同様、所与のものだと考え、それに立ち向かうよう行動するしかなくなるだろう。

(齊藤了文『事故の哲学』による)

問一 傍線部 a・b・c のカタカナを漢字で表現したとき、同じ漢字をカタカナの部分に用いるものを、それぞれ次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

a 転カ

イ ヒがついて燃える ロ 料理に塩をクワえる ハ 幽霊にバけて出る

ニ 花ヨメを祝福する ホ 木のシタに逃げる

b 解シャク

イ 磁シャク ロ シャク放 ハ シャク用 ニ 男シャク ホ シャク取虫

c 葛トウ

イ ヒトしい権利 ロ 敵とタタカウ ハ 風前のトモシ火

ニ 宝くじがアたる ホ フジの花が咲く

問二 傍線部 1 「強く、賢い人間」とはどのようなものか。その例として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 近代民法における人間は、法律を自由に作れるものである。
- ロ 近代民法における人間は、他者の財産に関する権利を持つものである。
- ハ 近代民法における人間は、完全に平等で共有財産のみを持つものである。
- ニ 近代民法における人間は、他者と平等に契約を結べるものである。
- ホ 近代民法における人間は、他者の意思に動かされる法的人格を持つものである。

問三 傍線部 2 「弱い、愚かな人間」とはどのようなものか。その例として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 現代民法における人間は、自分の財産の扱いを制限されるものである。
- ロ 現代民法における人間は、他者と必ずしも平等に契約を結べないものである。
- ハ 現代民法における人間は、自分の行為が他者に与える不利益に対して責任を負わなくてもかまわないものである。
- ニ 現代民法における人間は、社会の中で法的に規制されるものである。
- ホ 現代民法における人間は、社会的に他人に支配されるものである。

問四 空欄 A・B にあてはまる語句として、最も適切なものを次の中からそれぞれ一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ それでもなお ロ これと同様に ハ ただし
- ニ つまり ホ ところで ヘ それに対して

問五 傍線部 3 「合理的な人間、自己決定できる人間は、製品を作る法人だけかもしれない」と筆者が主張するのはなぜか。その理由として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 現代の人間は、人工物を作っていないから。
- ロ 現代の人間の判断は、合理的とは言いがたいものがあるから。
- ハ 現代の人間は、自らの過失に対して責任を負えなくなってしまったから。
- ニ 現代の人間は、ロボットと同じであるから。
- ホ 現代の人間の決定は、他者が決めたものがあるから。

問六 傍線部 4 「三期」それぞれの説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 第一期はビジネスに対する保障を指し、有限責任制度によって投資を呼ぼうとした。
- ロ 第一期においては個人株主の、第二期においては労働者の責任を限定した。
- ハ 第二期は労働者に対する保障を指し、労働者に対する保険を個人株主に支払させた。
- ニ 第三期はすべての人に対する保障を指し、製造物の事故の責任を製造者に負わせた。
- ホ 第三期においては、人工物の責任を製造者に負わせるので、大き過ぎる責任となる。

問七 空欄Cにあてはまる語句として、最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 合理的な賠償責任を回避する方向性
- ロ 基本的な自己責任を解消する方向性
- ハ 倫理的に製造物責任を免責する方向性
- ニ 全面的に過失責任を追及する方向性
- ホ 部分的に株主責任を緩和する方向性

問八 傍線部5「強く自律した人間観との乖離」の説明として、最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 因果関係を緩める法律の捉え方によって、救済を進めるべきなのは被害者の方だという見方が社会に広がってきたということ。
- ロ 現代民法における、不平等で具体的な存在が主体的に消費を行うという見方とのずれが広がったということ。
- ハ 企業や自治体などに責任を負わせて被害者を救うことで、被害者に主体性があるという見方を損ねてしまうということ。
- ニ 社会的な知識を持つ「普通の人」がミスをした場合、その責任を負うのは法人だという見方との齟齬が生じたということ。
- ホ 近代民法で想定されていた、完全で平等な法的人格が自分の意思で動くという見方との違いが大きくなったということ。

問九 傍線部6「この考え方が進む先」の説明として、最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ ミスをした人と被害を受けた人の双方ともに責任を問わない考え方。
- ロ 福祉的政策と対極にある、自由主義と自己責任を中心とする考え方。
- ハ 「普通の人」の行為規準を満たさない個人に責任を負わせる考え方。
- ニ 人間関係を基本とする人倫の社会で、個人の責任を問わない考え方。
- ホ 弱い人間の行為に責任を求めず、賢い人間に責任を負わせる考え方。

問十 傍線部7「今や我々は、人工物も、自然と同様、所与のものだと考え、それに立ち向かうように行動するしかなくなるだろう」の説明として、最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 人工物による事故も自然災害も、誰からともなく与えられたものと捉えて対処するしかない、ということ。
- ロ 人工物も自然も、私たちに恩恵とともに被害をも与えるものと捉えて共存していくしかない、ということ。
- ハ 3Dプリンタによって起こる事故も、自然と同じように、原因のわからないものとして解決していくしかない、ということ。
- ニ 認知症患者が起こした事故も、突風によって起こった事故も、不可抗力と捉えて、減らす努力をしていくしかない、ということ。
- ホ 複雑な人工物による事故も風水害も、責任者がいないという考え方は通用しないので、責任者を仮定して処分するしかない、ということ。

問十一 本文の趣旨として最も適切でないものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 近代民法においては、個人は他者と自由に契約ができ、故意または過失によって他者に不利益をもたらした場合には、民事責任が生じた。
- ロ 現代民法においては、労働者や消費者という存在は、自己責任で行動できる自由な人間とは見なされなくなり、法人に保護される存在となった。
- ハ アメリカ政府は、福祉的政策よりもリスクマネジメント的政策を進め、ビジネス、労働者、そしてすべての人に対して責任を問うようになった。
- ニ 人工物の事故の原因は特定できないが、被害者を放置もできないので、賠償能力のあるメーカー、企業、法人に責任を負わせるようになった。
- ホ 被害者は保護すべきだが、認知症の老人が事故を起こした場合、加害者に責任を負わせるということは、世間の常識と合わなくなってきた。

(二) 次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。(なお、設問の都合上、文章の一部を改めている。)

『方丈記』冒頭近くに、

朝に **a** 死に、夕に **b** 生るるならひ、

とある。ふつうは「朝に生まれ、夕に死ぬ」で、源信『往生要集』上「快樂無退楽」の段に、

A 朝生暮死

とあるのを、知らぬ顔で逆転している。このような一種の剛直さ、

この「朝に死に、夕に生るるならひ」は、やや離れているが、冒頭の一文途中の、

よどみに浮ぶうたかたは、かつ消え、かつ結びて、

に呼応することはいわれてきた。死ぬことを先に立てているのは、『方丈記』前半の基調低音をつくるためである。そしてそれは、漢詩でいえば見えやすい「対偶」にあたり、対句的表現が『方丈記』にあふれていることは、つとに指摘されてきた。

冒頭の「世の中にある、人と栖と、またかくのごとし」を承けたところだけ、例にあげておく。傍線部が対句をなしている。

玉敷の都のうちに、棟を並べ、**覺を争へる**、高き、賤しき、人の住ひは、世々を経て、尽きせぬものなれど、これをまこ

とかと尋ねれば、昔ありし家は **c** 稀なり。或は去年焼けて、今年造れり。或は大家亡びて、小家となる。

そして、このあとに、「住む人もこれに同じ」として、この条と大きな対をつくる文章が並ぶ。なお、「玉敷の」は「玉を敷いたように美しく立派な」の意味で、

1 の役割をはたすと説明されるが、ここでは、見た目はそれでも内実は、と **II** 的

な効果を導いている。

『無名抄』の断章「仮名の筆」に次のようにある。

言葉の飾りを求めて対を好み書くべからず。わづかに寄りくるところばかりを書くなり。対を **d** しげく書きつれば、真名に似て、仮名の本意にはあらず。(中略)かの古今の序に、「花に鳴く鶯、水に棲む蛙」などやうに、えさらぬところばかりをおのづから色へたるがめでたきなり。

文飾を求めて対句を多用するものではない。それでは仮名文のゆき方から外れてしまう。自然に浮かぶようなところだけ、**2**、用いるのが美しいという。わざと企むことを嫌うのは、うたについての構えと同じだが、『方丈記』では、それを実地に移したといえよう。災害の様子のリアルな描写になると、小さな対句的表現は後に退く。要するに、大小とりまぜたり、ひっこめたりと対句や対偶の用い方が随意なのである。このような日本語の散文は、それまでに書かれたことはなかった。

五味文彦『鴨長明伝』は、『無名抄』とともに『方丈記』の文章の組み立てについて、「まず全体像を語り、続いて細部の動きを描き、最後にその客観的な位置づけを記すなど、極めて構成の整った叙述をなしており、新たな和文のあり方を打ち出した」という。「和文」は当代の日本語の文章の意味だろう。大筋で賛同するが、そのように組み立てられた各断章の重ね方にも大きな「対」を構成する意識がはたらいている。つまり、片や漢詩文の典拠を踏まえた表現や「寓」、片や和歌や物語の和文体における枕詞や縁語、ことよせや本歌・本説取りの技法に縛られることなく、小さきさまざまな「自然な対句的表現」を随意に用いることによって可能になったものである。

『方丈記』の後半の一節を引く。便宜のため、番号を振る。

もし、夜 **e** しづかなれば、窓の月に故人をしのび **①**、猿の声に袖を **3** **②**。草むらの蛩は、遠くの横の島の

篝火にまがひ **③**、暁の雨は、おのづから、木の葉吹く嵐に似たり **④**。山鳥のほろ／＼と鳴くを聞きても、父か母

かと疑ひ **⑤**、峰の鹿の近く馴れたるにつけても、世に遠ざかるほどを知る **⑥**。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥が対をなす。①は『白氏文集』卷一四の詩「八月十五日夜、禁中独直、对月憶元九」中の次の二句を踏まえる。

三五夜中新月色 二千里外 **B** 故人心

②は『古楽府』「巴東三峡歌」中、

猿鳴三声涙沾裳

③は『堀川院百首』より、

難波江の草葉にすだく蛩をば 蘆間の船のかがりとや見む

④は、『山家集』より、

時雨かとねぎめのとこにきこゆるは 嵐に堪へぬ木の葉なりけり

⑤は『行基菩薩遺戒』より、

山鳥のほろほると鳴く声きけば ちちかと思ふははかと思ふ

⑥は『山家集』より、

C 山ふかみなるるかせぎのけぢかさに 世に遠さかる程ぞ知らるる
をそれぞれ織りこんでいる。

『無名抄』の断章「新古の歌」では、「古歌を盗む」際には「盗んだ」先がはっきりわかるようにすべきと述べられていた。もちろん、それは、漢詩にもよくなじんだ当代一級の歌人たちにとつてのこと。これほどまでに詩歌を踏まえた語句が重ねられるのは、『方丈記』中、ここだけで、しかも、あまり際立たないように工夫している。長明流の超絶技巧というべきか。

『方丈記』は、長明の自筆と記した紙がそえられていた古い写本から推察して、祖稿も漢文を書き下すときの習慣にしたがい、漢字カタカナ交じりで記されていただろう。その底には、書き言葉である漢文と話し言葉である日本語との「中間言語」にあたる記述のスタイルを創出する意志が潜んでいたと考えてよい。中国語の散文と韻文（詩）のいわば中間文体というべき駢文体にあたる日本語を工夫するもので、和漢混交文と呼ばれてきたが、その内実は、主題の提示や対偶による結構をもつ漢文を、仏教用語など日本人がよくなじんだ漢語は用いるが、ヤマト言葉を基調にして書き下し、一部では枕詞や縁語など、和歌の技巧を用いる物語の和文体とも橋をかけている。典拠も和漢に跨がる。

一方で、漢文（白文）に読点を打って読む習慣が進み、口述筆記に際して、漢文のあいだに書き下した部分を挟む、いわゆる変体漢文が大江匡房『江談抄』などに行われ、漢文を書き下す文章が『今昔物語集』などに行われていた。他方では、『宇治拾遺物語』に見られるように、口語そのままに近い文体で記すこともなされるようになっていた。そのような時代における新たな記述文体の、それは創出だったのである。

文芸を、西欧近代流に芸術すなわち個人の感情表現に限定することなく、古今東西にⅢ 的な言語表現の芸（ワザ）と考えるなら、D 『方丈記』の誕生は、日本語の文芸史上、画期的な出来事だった。今更ながらだが、『方丈記』と『平家物語』の冒頭を読み比べてみるとよい。巻頭に主題ないし主調を提示する段を構えていることからして驚くほど似ている。そこに盛り込まれた無常観は、似ても似つかないとしても。

『平家物語』には、琵琶の語りのにせるためにうたの修辭技巧も駆使されており、『方丈記』の大小の対句的表現を駆使する調子も、和漢の典拠を自在に踏まえる表現も、途中で大きく転調するさまも、演者それぞれに段を重ねてゆくのに便利な枠組だったと思われる。

つまり、『方丈記』の文体は、漢文の結構と和歌や物語の修辭法とを自在に駆使し、場面に応じて、観察を挟み、また調子を整えることを可能にした。それゆえ、調子をつけて読まれる『太平記』に、さらには能楽や浄瑠璃、歌舞伎などの詞章へと、それぞれに工夫を生みながら承けつがれていったのである。

（鈴木貞美『鴨長明——自由のこころ』による）

問十二 傍線部 A 「朝生暮死」は、『往生要集』巻上の左の文章にみえる一句である。左の文章の波線部に付ける返り点として、最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

第五、快樂無退樂者、今此娑婆世界無可耽玩。輪王之位七宝不久、天上之樂五衰早來。乃至有頂輪廻無期。況余世人乎。事与願違、樂与苦俱富者未二必寿一、寿者未二必富一。或昨富今貧、或朝生暮死。

- イ 今此娑婆世界無レ可耽玩
- ロ 今此娑婆世界無二可耽玩一
- ハ 今此娑婆世界無レ可耽玩一
- ニ 今此娑婆世界無二可耽玩一
- ホ 今此娑婆世界無レ可耽玩

問十三 空欄 I から III に入る語の組み合わせとして、最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- ヘ I 論理 II 普遍 III 規範
- ト I 規範 II 普遍 III 逆接
- チ I 逆接 II 論理 III 普遍
- リ I 規範 II 逆接 III 普遍
- ヌ I 論理 II 規範 III 逆接

問十四 二重傍線部 a から e の語のうち、未然形の語はいくつあるか。最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 0
- ロ 1
- ハ 2
- ニ 3
- ホ 4

問十五 空欄 1 に入る、最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 掛詞
- ロ 対句
- ハ 縁語
- ニ 枕詞
- ホ 本歌取り

問十六 空欄 2 に入る、最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 巧みな表現が可能なところだけ
- ロ そうではないようなところだけ
- ハ 都合よく合致するところだけ
- ニ 通常は考えつかないとところだけ
- ホ 避けることのできないとところだけ

問十七 空欄3に入る、最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ うつ
- ロ うるほす
- ハ ふる
- ニ ながむ

問十八 傍線部B「故人」が指すものとして、最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 自分
- ロ 旧友
- ハ 妻
- ニ 亡くなった人
- ホ 帝

問十九 空欄4に入る人名を、次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 西行
- ロ 藤原定家
- ハ 紀貫之
- ニ 喜撰
- ホ 慈円

問二十 傍線部C「山ふかみなるるかせぎのけぢかさに 世に遠ざかる程ぞ知るる」の和歌の内容の説明として、最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 山が深くなると鹿が近くに馴れ親しむこともあり、世間からは遠く離れていることが感じられるかもしれない。
- ロ 山が深ければ鹿もきつと近くに馴れ親しんできて、世間からは遠く離れていると感ずることが出来るだろう。
- ハ 山が深いので鹿が近く馴れ親しむにつけ、世間からは遠く離れていることがおのずと感ずられる。
- ニ 山が深いと鹿も近く馴れ親しむであろうから、世間からは遠く離れていると感ずられるはずである。

問二十一 傍線部D『方丈記』の誕生は、日本語の文芸史上、画期的な出来事だった」と筆者が述べる理由として、最も適切なものを次の中から一つ選び、解答欄にマークせよ。

- イ 中国語の散文と韻文の要素を徹底的に活かした対句構成の美を追求したから。
- ロ 『江談抄』や『今昔物語集』『宇治拾遺物語』といった新たな記述文体を生み出す原動力となったから。
- ハ 語り物や演劇の詞章にも応用されることを想定して表現技法が考案されていたから。
- ニ 日本文芸の核心となる無常観を軍記物語とは異なった方法で表現したから。
- ホ 漢文と和文の粹組や技巧をとりまげた日本語の記述スタイルを創出したから。

〔以下 余白〕